

障第253号
令和6年4月26日

各障害福祉サービス事業所等 代表者 様
(岐阜市所管の施設等を除く。)

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

「令和6年度（令和5年度からの繰越分）障害者就労施設の工賃向上に資する生産設備の導入モデル事業」の国庫補助協議にかかる書類の提出について（依頼）

平素より、本県の障害福祉施策にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、見出しの件につきまして、厚生労働省から国庫補助協議の依頼がありましたので、下記をご確認のうえ、ご提出いただきますようお願いいたします。

記

1 対象者

経営改善計画書若しくは賃金向上計画を都道府県に提出している事業所、各都道府県において作成される「工賃向上計画」に基づき、自らも「工賃向上計画」を作成している事業所又は都道府県が認めた障害者就労施設を対象とします。

ア 就労継続支援A型事業所

イ 就労継続支援B型事業所

※令和6年度中に確実に事業完了（支払いまで完了）できるもののみ対象とします。

2 提出書類

①別紙3, 4 (Excel 形式)

②見積書 (最低2者) (PDF 形式)

③カタログ、仕様書等 (PDF 形式)

3 提出期限

令和6年5月22日 (水)

※期限厳守

4 提出方法

電子申請システム (LoGo フォーム) で必要事項を入力後、ファイルを添付して提出してください。

協議は事業所ごとの受付となりますので、複数事業所を協議する法人においては、複数回入力が必要となります。

【URL】 <https://logoform.jp/form/T8mB/566979>

5 事業所の選定について

予め優先順位を設定させていただきます。予算の都合上、ご提出いただいても補助できない場合があります。ご了承ください。

○県独自の優先順位

提出された事業計画書に基づき、生産設備の導入効果が高く、好事例として活用できると考えられるものについて、優先的に順位をつけさせていただきます。

6 対象経費、補助額について

(1) 対象経費

障害者就労施設が行う生産設備導入に要する費用

(例 印刷製本設備、パン製造設備、菓子類製造設備、厨房設備等)

※いずれも留意事項がありますので、実施要綱をご確認ください。

(2) 補助額

1つの施設・事業所あたりの補助基準額：15,100千円

(3) 負担割合

国 10/10

7 補助要件について (抜粋)

- ①客観的かつ定量的な指標に基づき生産設備導入前後の比較を行い、障がい者の工賃向上に資する効果を検証し、県に報告すること
 - ②導入製品の内容や導入効果等についてホームページ等に公表すること
 - ③国・県のホームページ等への公表を了承すること
 - ④複数見積から最低価格を提示した業者を選定すること
- 上記以外にも、複数要件がありますので国からの要綱等をよくご確認ください。

8 その他

本調査の回答をもって、補助をできるという確約にはなりませんので、念のため申し添えます。

9 留意事項

本事業は就労系障害福祉サービスにおける ICT 機器等導入支援事業の補助金と補助対象が重複することから、併給することはできません。